

建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会開催要綱

1 目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成 17 年に施行された石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく措置の徹底を図っているところであるが、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

こうした中、石綿則については、施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、平成 18 年に改正を行い、吹付け石綿等の封じ込め作業等における石綿ばく露防止対策等の充実を図ったところであるが、今後とも、継続的に情報収集を行い、必要に応じ、石綿則の見直しを行う等石綿ばく露防止対策等の充実を図っていく必要がある。

このため、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会を数次にわたり開催し、平成 18 年の石綿則改正後における建築物の解体等の作業の実態や、それに係る問題点の把握をし、それらを踏まえ、必要な対策について検討を行い、概ね平成 20 年 4 月を目途に検討結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

2 検討事項

- (1) 建築物の解体等の作業の実態や、それに係る石綿ばく露防止対策上の問題点の把握
- (2) (1) を踏まえた必要な対策についての検討
- (3) その他

3 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、建築物の解体等の作業を行う事業者等関係者からのヒアリングを行うことができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開とするが、検討に当たり、企業の生産ノウハウ等に係るヒアリング等を行う場合には、必要に応じて非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。